

長久手市立北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす「許されない行為」であると同時に、どの児童も「被害者にも加害者にもなりうる」可能性がある。これらの基本的な考え方を基に、学校は家庭や保護者・地域社会と連携・協力し、日頃からいじめに関わる小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、社会全体で組織的に対応していく必要がある。

本校においては、児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる取組を行う。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人ととの信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

校内に教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置し、いじめの小さな予兆や懸念、児童や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者等の外部専門家を加える。

3 いじめの防止等の対策のための組織の役割

（1）「北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ア 「学校評価アンケート」及び教育相談アンケートを定期的に行い、実態把握に努めるとともに、学校におけるいじめの防止等の対策の検証を行い、必要な改善策を検討する。
- イ 「対策委員会」の協議内容等を必要に応じて、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」）に報告する。

（2）教職員、保護者、地域住民への共通理解と意識啓発

- ア 年度始めの職員会議で「北小学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- イ 「対策委員会」は、教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめの防止等の対策に努める。
- ウ 「学校評価アンケート」や教育相談アンケート、教育相談等の結果を基に、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を学校だより等において発信し、教職員、保護者、地域住民への共通理解を図るとともに意識啓発を図る。
- エ 日常からいじめについての情報収集に努める。

（3）いじめに対する対処

- ア いじめを認知した場合及びいじめの疑いがあると、児童又は保護者や家庭、地域社会からの情報提供があった場合においては、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援のため「対策委員会」を緊急に召集する。いじめの事実があった場合は、その内容および対策等を教育委員会に報告する。
- イ いじめがある又はいじめの疑いがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、必要な支援を行う。
- ウ いじめたとされる児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を行う。
- エ 事案への対応は迅速かつ効果的に行い、必要に応じて関係機関とも連携する。
- オ いじめが解消したと認められる場合でも、いじめの継続や再発の可能性を踏まえ、関係児童の様子を継続的に観察する。
- ※ 解消の場合は、「①行為が止んでいること ②被害児童が苦痛を感じていないこと」の両方を満たす場合とする。

4 いじめ防止等の取組

- (1) いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努める。
- 【未然防止のために】
- ・道徳教育の充実
 - ・体験活動や人間関係づくりの推進
 - ・基本的生活習慣、規範意識の育成
 - ・インターネット上のいじめに関する指導
- 【早期発見のために】
- ・定期的なアンケートの実施
 - ・教育相談体制の整備
 - ・教職員による日常的な観察
- 【早期対応のために】
- ・いじめの疑いが生じた時点で速やかに事実関係を把握し対応する。
 - ・いじめと認知した場合は教育委員会へ報告し、保護者・関係機関と連携して指導・支援を行う。
- (2) いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報提供があった場合は、速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、いじめを認知した場合は、事実関係を教育委員会に報告し、保護者や家庭、地域社会と連携して解決に当たる。必要に応じて関係機関等とも連携して解決に当たる。
- (3) 保護者や家庭、地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態（生命・心身・財産への重大な被害、不登校 30 日以上の目安、または保護者からの申立て等）が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 調査結果の提供
- 調査結果については、被害を受けた児童及び保護者に対し、他の児童のプライバシーに配慮しつつ適切に説明を行う。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 本方針に基づく学校の取組については、P D C Aサイクル（P l a n→D o→C h e c k→A c t i o n）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への「学校評価アンケート」を実施し、「対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する研修に積極的に参加し、児童に対する理解やいじめ対応に関する教職員の指導力向上に努める。
- (2) 長期休業中の生活について事前、事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 「情報モラル教育」に関しての指導を児童、保護者や家庭、地域社会に向けて計画し、保護者や家庭、地域社会と連携して取り組む。